

山口縣大津阿武兩郡地方ハ日本海外洋ニ接シ冬季間海運不如意ナルニ該季節ハ恰モ漁業用トシテ不時ニ多量ノ鹽ヲ要スルコトアルカ爲從來供給鹽ノ缺乏ヲ來シタル場合少カラス依テ之カ救濟ノ爲當該地方供給利便ノ地位ヲ占ムル萩町ヲ引渡場所ニ指定スルノ必要ヲ認メ回送鹽引渡手續及回送區間ヲ左ノ如ク改定シタリ

專賣局長官達甲第一八四〇號 (大正二年十一月十一日)

鹽販賣官署所在地外ニ於ケル回送鹽引渡手續中左ノ通改正シ大正二年十一月十五日ヨリ之ヲ施行ス

第一條表中

岡山專賣支局米子出張所

島根縣那賀郡濱田町

次ニ左ノ一欄ヲ加ヘ

鹿兒島專賣支局

鹿兒島縣出水郡阿久根村

ヲ削ル

三田尻專賣支局

山口縣阿武郡萩町

專賣局長官達甲第一八四〇號ノ二 (大正二年十一月十一日)

鹽回送規程第一條ニ依リ定メタル鹽ノ回送區間中左ノ通改正シ大正二年十一月十五日ヨリ之ヲ施行ス

三津濱

阪出

次ニ左ノ一欄ヲ加フ

三田尻

萩

三田尻

第二節 回送ノ方法

鹽ノ非產地ニ對シ政府カ鹽ノ回送ヲ爲スコトハ已ニ述ヘタル如シ而シテ各地方ニ消費セララル鹽ハ古來ノ慣例上其ノ產地自ラ一定セルモノアルヲ以テ斯ル嗜好ノ關係ヲ認ムルト同時ニ運賃ノ高低ヲ參酌シテ鹽ノ發送元及回送先官署ヲ一定シ明治四十一年六月迄ハ該關係官署間ニ於テ

隨意ニ之カ回送ヲ行ハシメタルモ是レ固ヨリ鹽ノ收納上倉間ノ場合ニ際シ機敏ノ取扱ヲ要シタルノ結果ニ外ナラス元來鹽ノ回送ニ付テハ發送元ノ任意又ハ回送先ノ希望ノミヲ以テ之ヲ發受スルコトヲ得ス蓋シ鹽ヲ全国各地ニ適當ニ分配スルニ付テハ各地ノ産額及等級、包裝ノ種類ト需要地ノ之ニ對スル希望トヲ適當ニ按排セサルヘカラス是ヲ以テ同年七月販賣制度改正ニ伴ヒ鹽ノ回送ハ總テ本局ニ於テ之ヲ命令スルコトト爲セリ且此ノ目的ヲ達スル爲回送先官署ハ毎月鹽需要高表ヲ本局ニ提出シ發送元官署モ亦毎月鹽回送高表ヲ提出スルコトトシ本局ハ此等兩表ヲ勘案シテ關係官署ニ回送命令ヲ發スルコトトセリ

發送元官署ハ鹽ノ回送命令ヲ受ケタルトキハ回送計畫表ヲ本局ニ提出スルト同時ニ關係部分ニ對スル贍本ヲ回送先官署ニ送付シテ其ノ發定期日ヲ豫告シ且其ノ計畫ノ實行ヲ期スル爲運送請負人ニ對シ運送ノ命令ヲ爲シ尙其ノ現品ヲ請負人ニ引渡シタル後ハ直ニ回送案内書ヲ送付シテ回送先官署ニ於ケル鹽ノ受拂ニ齟齬ヲ來サシメサラムコトヲ期セリ

回送先官署ニ於テ回送鹽ノ引渡ヲ受クルトキハ運送請負人又ハ代理人ヲ立會セシメ亡失減耗シタルモノヲ除クノ外損傷シタルモノアルト否トヲ問ハス總テ受入ノ手續ヲ爲シ其ノ領收證ヲ發送元官署ニ送付スルコトトセリ尙其ノ回送鹽ニシテ運送中亡失減耗、損傷シタルモノ又ハ引渡豫定期間ヲ過キ引渡シタルモノアルトキハ回送先官署ハ調査書ヲ作成スルト同時ニ運送請負人ヨリ事由書及證憑書類ヲ提出セシメ責任ノ有無ヲ調査シ若シ其ノ責任ノ運送請負人ニ歸スヘキモノハ相當金額ヲ納付セシメ其ノ損害ノ不可抗力ニ因ルモノ又ハ鹽ノ運送ニ因リ通常生スヘキ減耗ニ付テハ其ノ責ヲ問ハサルコトト爲セリ

發送元官署ハ運送請負人ニ對シ運送命令ヲ爲ストキハ何時ニテモ現品ヲ引取ラシムルコトトシタルモ請負人ハ成ルヘク運賃低廉ナル船舶ヲ使用セムトシ名ヲ船繰不能ニ藉リテ引取遅延ヲ來タスカ爲明治四十二年十月以來發送元官署カ請負人ニ對シ運送命令ノ日ヨリ五日以内ニ回送鹽

ヲ引取ラサルトキハ其ノ遲延日數ニ應シ懈怠金ヲ徵收シテ之カ引取ヲ勵行シ以テ回送ノ敏活ヲ圖ラムコトヲ期セリ

鹽ノ回送ハ主トシテ海運ニ依ルカ爲運送中ノ損害ヲ生スル場合少カラサルヘキヲ慮リ運送請負人ヲシテ回送鹽ヲ其ノ賠償價格ニ依リ保險ニ付セシメ政府カ回送費ノ一部トシテ其ノ保險料ヲ負擔シ之ヲ請負人ニ支拂フ場合ニ於テハ不可抗力ニ因ル亡失、損傷ニ對シテモ運送請負人ヲシテ之ヲ辨償セシムルコトトシタリ然レトモ既往ノ實績ニ徵スルニ海上保險ヲ付セシメタルカ爲運送請負額ヲ引上ケシムル割合ニ損害ノ事實少キヲ認メ明治四十一年七月改正販賣制度實施以來鹽ノ回送ニ付テハ一切保險ヲ付セサルコトト爲セリ

前述ノ如ク鹽ノ分配回送ハ發送元及回送先兩官署ノ回送見込高及回送所要高ヲ勘案シテ之ヲ定ムルモ尙各發送元及回送先官署ヨリ左記書式ニ依リ毎旬報告ニ係ル收納鹽及回送鹽現在高ヲ綜合シテ本局ニ於ケル回送計畫ニ資スルト同時ニ之ヲ各官署ニ配付シテ回送受拂ノ參考ニ供シ全國一般へ需給ノ圓滿ヲ圖ラムコトヲ期セリ

專賣局長官達丁第四六四四號 (明治四十二年七月十六日)

回送鹽現在高報告書様式ヲ別紙ノ通り改正シ本月二十日ヨリ之ヲ施行ス

回送鹽現在高報告 (月日現在)		(用紙葉書)	
何專賣支局(又ハ何出張所)			
現在高	配賦命令高 受入未済高	計	當旬中賣 差引旬未現
千斤	千斤	千斤	在見込殘高
			千斤
備考			

備考

一 本表ハ毎月三回十日、二十日及月末毎ニ夫々五日以内ニ本局到達ノ日取ヲ以テ報告スルモノトス
二 當旬中トハ例ヘハ七月二十日ノ現在報告ナルトキハ(自二十日)期間ヲ云フ

第八章 回送

三 現在高中賣渡濟ナルモ引取未濟ノ爲メ一時倉庫ニ現存シアルモノハ控除スルモノトス
 四 現在數量中前年度ヨリ持越ニ係ルモノハ備考欄ニ内書シ備荒用散鹽ハ同欄ニ外書スルモノトス
 專賣局長官達丁第四六四四號ノ二 (明治四十二年七月十六日)
 收納鹽現在高報告書様式ヲ別紙ノ通り改正シ本月二十日ヨリ之ヲ施行ス

收納鹽現在高報告 (月日現在) (用紙葉書)

		何專賣支局	
現在高	當旬中收	計	回送命令高中
千斤	千斤	千斤	拂出未濟高
納見込高	高	當旬中賣	波見込高
千斤	千斤	千斤	在見込高
			差引旬未現
			在見込高
			千斤

備考

- 一 本表ハ毎月三回十日、二十日及月末毎ニ夫々五日以内ニ必ス發送スルモノトス
- 二 本表中「現在高」トハ鹽出納簿現在高ニ不拘事實倉庫ニ現在スル數量(但シ賣渡濟又ハ運送人ニ引渡濟ノ鹽ニシテ一時ニ倉庫ニ現存シアルモノハ控除ス)ヲ云ヒ當旬中トハ例ヘハ七月二十日ノ現在報告ナルトキハ(至二十日)期間ヲ云フ
- 三 備考欄ニハ回送案内ヲ發シタル數量中本表調製ノ當日迄ニ現品ノ到達領取證ヲ受領シタル數量ヲ控除シタル殘額ヲ回送中數量トシテ記入スルモノトス
- 四 現在數量中前年度ヨリ持越ニ係ルモノハ備考欄ニ内書シ備荒用散鹽ハ同欄ニ外書スルモノトス

專賣局長官達丁第三一二六號 (明治四十四年十月十四日)

回送鹽現在高報告様式ヲ別紙ノ通り改正シ本月二十日ヨリ之ヲ施行ス

回送鹽現在高報告(月日現在) (用紙葉書)

販賣部宛 何專賣支局(又ハ何出張所)

販賣官署又ハ引渡場所名	現在高	當旬未現	配賦命令高中當旬
千斤	千斤	千斤	後ノ受入見込高
			千斤

備考

備考

- 一 本表ハ毎月三回十日二十日及月末毎ニ夫々五日以内ニ本局到達ノ日取ヲ以テ報告スルモノトス
- 二 本表中當旬トハ例ヘハ十月二十日ノ現在報告ナルトキハ二十一日ヨリ月末ニ至ル期間ヲ云フ
- 三 現在高中賣渡濟ナルモ引取未濟ノ爲一時倉庫ニ現存シアルモノハ之ヲ控除スルモノトス
- 四 本表中當旬未現在見込高トハ現在高中當旬中受入見込高ヲ加ヘタルモノヨリ當旬中ノ賣渡見込高ヲ控除シタルモノヲ云フ
- 五 備考欄ニハ備荒用散鹽現在高ヲ外書スルノ外ニ尙當旬未現在見込高ト配賦命令高中當旬後ノ受入見込高トノ合計高ヲ記入シ且其ノ等級別内譯數量ヲ記入スルモノトス

專賣局長官達丁第三一二六號ノ二(明治四十四年十月十四日)

收納鹽現在高報告様式ヲ別紙ノ通改正シ本月二十日ヨリ之ヲ施行ス

收納鹽現在高報告(月日現在) (用紙葉書)

販賣部宛

何 專賣支局

現	在	高	當旬未現在見込高	回送命令高中當旬後ノ拂出見込高
		千斤	千斤	千斤
備考				

備考

- 一 本表ハ毎月三回十日二十日及月末毎ニ夫々五日以内ニ必ス發送スルモノトス
- 二 本表中當旬トハ例ヘハ十月二十日ノ現在報告ナルトキハ二十一日ヨリ月末ニ至ル期間ヲ云フ
- 三 現在高中賣出納簿現在高ニ不拘事實倉庫ニ現在スル數量ニ依ル但シ賣渡濟又ハ運送入ニ引渡濟ノ鹽ニシテ一時倉庫ニ現在シア
ルモノハ之ヲ控除スルモノトス
- 四 本表中當旬未現在見込高トハ現在高中當旬中收納見込高ヲ加ヘタルモノヨリ當旬中賣渡及回送見込高ヲ控除シタルモノヲ云フ
- 五 備考欄ニハ備荒用散鹽現在高ヲ外書スルノ外ニ尙當旬未現在見込高ヨリ回送命令高中當旬後ノ拂出見込高ヲ控除シタル數量ヲ記入シ且其ノ等級別内譯數量ヲ記入スルモノトス
- 六 回送案内ヲ發シタル數量中本表調製ノ當日迄ニ現品ノ到達領收證ヲ受領シタル數量ヲ控除シタル殘額ハ之ヲ回送中數量トシテ備考欄ニ記入スルモノトス

然レトモ我國製鹽法ノ如キ天候ノ關係ニ依リ毎年鹽ノ產額ニ異動ヲ生シ供給ノ過不足ヲ免レサル以上ハ常時少クモ消費年額ノ約一割乃至二割位ハ之ヲ貯藏シ豐年ニ在リテハ其ノ超過分ヲ別途貯藏シ置キ凶年ニ在リテハ之ヲ以テ其ノ不足ヲ補フハ頗ル機宜ニ適セル策ナルヲ認メ左記ノ通局議ヲ決定シ明治四十二年六月差向キ主要收納官署ニ之カ計畫ヲ爲シタルモ收納官署所在地ノミニテハ倉庫收容力ニ限度アリテ完全ニ備荒貯蓄ノ目的ヲ達スルコト能ハサルノミナラス備荒用鹽ヲ單ニ產地ノミニ貯藏スルトキハ一朝消費地方面ニ於テ急迫ノ需要起リタルカ爲至急之ヲ回送セムトスルモ船車ノ不足又ハ交通上ノ故障ヲ生シタル等ノ場合ニ於テハ當該地方ニ對シ鹽ノ供給ヲ絶ツコトナキヲ保セス此ノ如キハ所謂備荒ノ目的ヲ達スル所以ノ途ニ非サルヲ以テ全國中鹽ノ生産地比較的遠隔ニシテ而カモ主ナル消費地ニハ相當備荒用鹽ヲ貯藏スルノ必要アルヲ認メ同年七月主要販賣官署ニモ亦之カ貯藏計畫ヲ爲シタリ尋テ明治四十四年六月以來產地ニ近接セサル各販賣官署及引渡場所ニ於テハ悉ク常時相當數量ノ準備鹽ヲ貯藏シ置カシムルト同時ニ元賣捌入ニ對シテモ相當準備鹽ヲ買置カシメ供給上ノ遺漏ナキヲ期セリ右取扱方ニ關シ注意シタル主要通牒ハ左ノ如シ

局議決定（明治四十二年六月四日）

鹽作ハ年ニ依リテ豐凶アリト雖其ノ消費額ハ概シテ毎年一定セルモノト認ム政府專賣ヲ爲ス以上ハ豐年ニ在リテハ法律ニ依リ其ノ製造ヲ制限シ凶年ニ在リテハ外鹽ヲ輸入シテ其ノ不足ヲ補フハ當然ナルカ如シト雖其ノ實行ニ在リテハ此ノ兩者共ニ困難ノ事情アリテ容易ニ決行シ難シ專賣施行ノ初年タル三十八年ハ稀有ノ凶作ナリシヲ以テ其ノ供給ノ不圓滿釐贖價ノ暴騰ニ付當局者頗ル苦心セシモ幸ニ外鹽ノ輸入又ハ前年ノ豐作、法施行前ノ見越製造額持越等ニ依リテ漸ク此ノ難局ヲ經過スルヲ得タリ

反之四十一年度ハ比較的豐作ナリシヲ以テ年度更新ノ際約一億萬斤ノ持越品ヲ有シタリ其ノ後百方販賣方ニ付盡瘁シタルモノト同時ニ新規收納鹽ノ堆積ヲ來タシ結局八九千萬斤ハ停滯スルヲ免レサル實況ナリ其ノ結果一二ノ支局ニ在リテハ目下收納ニ支障ヲ來サムトスルノ狀況ナリ

抑モ政府カ專賣法ヲ施行シテ鹽ノ供給ヲ一手ニ獨占シ鹽價ノ平準ヲ保タシムルト同時ニ年ノ豐凶ニ拘ラス圓滿ナル供給ヲ爲サムト欲セハ少クトモ一箇年消費額ノ一割位ハ常時之ヲ保存スルノ必要アリト認ム故ニ豐年ニ在リテハ其ノ超過分ヲ別途貯藏シテ收納ニ差支ナカラシメ凶年ニ在リテハ之ヲ以テ其ノ不足ヲ補フハ頗ル機宜ニ適セルノ策ナルヘシ依テ此ノ際左ノ方法ヲ執ラムトス

一 貯藏鹽ハ之ヲ販賣官署ニ回送セシメテ收納官署ニ保存スルコト

二 貯藏鹽ハ一箇年消費額ノ約一割即チ一億萬斤位ヲ適當ト認ムルモ差向キ之ニ應スヘキ貯藏倉庫ナキト及多額ノ專賣資金ヲ固定セシムル虞アルヲ以テ此ノ際差向キ二千三百萬斤トスルコト而シテ其ノ貯藏官署別數量ヲ左ノ如ク定ムルコト

撫養專賣支局 八百萬斤 阪出專賣支局 八百萬斤 味野專賣支局 三百五十萬斤 三田尻專賣支局 三百五十萬斤

右ハ各支局管内全體ヲ通シテノ數量ナルヲ以テ管内各出張所分ハ別ニ調査シテ適當ニ區分スルコト後段所要坪數亦同シ

三 包裝シタル鹽ヲ貯藏スルトキハ其ノ包裝汚損スルノミナラス品質モ亦比較的改善セラレサルヲ以テ散鹽ノ儘貯藏スルコト別項ノ結果收納モ亦散鹽ニ依ルコト其ノ方法トシテハ納付ノ爲ニ一定容量ノ古吠ヲ數回使用セシメ包装材料ハ別途納付セシムルコト但シ目下撫養

阪出等ニハ多分ノ停滯鹽アルヲ以テ此ノ際ニ限り包裝量目共損減シタル既收納鹽ヲ散鹽トシテ貯藏用ニ供スルコト而シテ其ノ數量ハ調査ノ上決定スヘシ

五 貯藏用ニ振向クヘキ鹽ハ每月管内賣及回送拂出ヲ爲スヘキ見込殘額ヲ以テ之ニ充ツルコト

六 貯藏鹽ハ其ノ他ノ收納鹽ト區分シ毎月其ノ現在高ヲ本局ニ報告セシムルコト而シテ本局ニ於テ貯藏鹽中ヨリ回送ヲ爲サシメムトスルトキハ特ニ其ノ旨ヲ通知スルコト

七 散鹽貯藏ノ爲現在倉庫ノ一部ニ模様替ヲ爲シ一坪約八千斤ヲ通常積トスルコト然ルトキハ其ノ所要坪數ハ左ノ如シ

撫養專賣支局 一千坪 阪出專賣支局 一千坪 味野專賣支局 四百坪 三田尻專賣支局 四百坪

八 倉庫ノ模様替ハ大約左ノ通トスルコト

(イ) 床ハ現在ノ通ニテ可即チ約一尺深サニ石炭殻ヲ埋メ其ノ上ニ一寸位細砂ヲ撒キ尙簀子ヲ敷クコト

(ロ) 倉庫ヲ間口三間毎ニ區分シ九尺高サ迄橫板ヲ嵌メ取り放シ自在ナラシムルコト

(ハ) 月前竝窓ハ平素密閉シ大氣ノ流通ヲ止ムルコト

九 賣渡ノ際ハ勿論賣渡當時ノ等級ニ依ルコト(散鹽貯藏ナルヲ以テ品質上池スルコト疑ナカラム)從テ數量減少スルモ價格ニ於テ增加スル傾向アリ

十 賣渡ノ爲包裝スル手間賃ハ勿論官ノ負擔タルコト

十一 大阪ニハ目下約八百萬斤ノ停滯鹽アリ當分賣行見込ナシ又一方ヨリ見レハ大阪ハ國ノ中央ニ位スルヲ以テ各地ニ對シ運搬ノ便宜アリ故ニ前記數量ノ外特ニ大阪ニモ貯藏鹽ヲ置クコトトシ現下ノ停滯鹽ヲ以テ之ニ充テ散鹽トシ其ノ儘保存スルコト

專賣局販賣部部長通牒丁第四三四三號 (明治四十二年七月一日)

曩キニ備荒用鹽ハ收納官署ニ貯藏スルコトニ決定相成居候處今般主ナル販賣官署ニ於テモ亦此ノ目的ヲ以テ散鹽貯藏ヲ爲スコトトシ左記各項ノ通決定相成候間當該支局ニ於テハ右實行方此ノ際至急御取運相成度候也 右依命

一 備荒用鹽トシテ東京、仙臺、青森、函館、土崎、新潟、直江津、境、四日市ノ各支局所ニ散鹽貯藏ヲ開始スルコト(此ノ他大阪ハ既決ノ通り)

二 右數量ハ各所共其ノ署管内ニ於ケル官費回送鹽賣下高ノ約一割ヲ標準トシテ當時貯藏スルコト但シ直江津、新潟、土崎ニ在リテハ冬期三箇月分ノ所要數量ヲ見積リ貯藏スルコト

三 散鹽貯藏數量ハ一坪毎ニ一萬斤ノ割合ヲ以テ相當ノ高サマテ積上クルコト

四 前二項ニ依リテ算出シ且相當ノ査定ヲ加ヘ各地ニ於ケル散鹽貯藏用倉庫坪數及貯藏數量ヲ左ノ如ク定ムルコト

東 京	五〇〇坪	五、〇〇〇千斤	青 森	一〇〇坪	一、〇〇〇千斤	土 崎	六五〇坪	六、五〇〇千斤
仙 臺	三〇〇	三、〇〇〇	函 館	一〇〇	一、〇〇〇	新 潟	五〇〇	五、〇〇〇

第八章 回送

直江津 六〇〇坪 六、〇〇〇千斤

四日市(名古屋支) 五〇〇 五、〇〇〇

境 一〇〇坪 一、〇〇〇千斤
計 (三、三五〇 三三、五〇〇)

五 倉庫ハ散鹽貯藏ニ適當ナル限度ニ於テ貸主ヲシテ修繕ヲ爲サシメタル上借入ルルコトトシ此ノ際至急借入方上申ノコト但シ現在借入倉庫ニ修繕

ヲ加ヘ散鹽貯藏用トシ其ノ代リ包裝貯藏用トシテ他ニ相當坪數ヲ借増スルモ妨ケナシ

(附記)産地ニ於ケル散鹽貯藏倉庫ハ開口三間毎ニ仕切り出入口ハ約一間トシ横ニ嵌板ヲ爲シ取放シ自由ナラシメ周圍壁側ニハ三尺毎ニ三寸角又ハ

末口三寸五分丸太柱ヲ掘建テ上部ハ閉止メ繋取リヲナシ之ニ竹簀子ヲ横ニ打付ケ内部ニ筵ヲ付著ス床ハ約一尺ヲ掘リ石炭殻竝ニ細砂ヲ埋メテ若

汁ノ浸出ニ便ナラシメ且其ノ苦汁ハ底ヲ通シテ外部ニ設クル溜ニ自然流出スル装置ヲ爲セリ但シ今回借入ルヘキ民庫修繕ニ付テハ必シモ右ニ依

ルヲ要セサルモ參考トシテ茲ニ附記ス

六 散鹽貯藏ニ供スヘキ鹽ハ發送元ニ於テ新規收納^{(成ルヘク倉庫ニ入レテ直ノモノヲ撰擇スヘキハ勿論回送先ニ於テハ到着後直ニ解包シテ倉庫ニ貯}

藏シ其ノ包裝ハ丁寧ニ鹽ヲ掃除シ濕潤セルトキハ之ヲ乾燥シタル上適宜ノ場所^(例之ハ倉庫天井ニ竹又ハ木ヲ保存スル等)ニ保存シ鼠蟲害又ハ濕潤、腐蝕等ナキ様注

意スルコト但シ繩ハ原包裝ノモノヲ使用スルコト能ハサルヘキニ依リ之ヲ棄却シ販賣ノ際結束ニ要スルモノハ其ノ地ニ於テ購入スルコト

七 貯藏ニ供スヘキ散鹽ハ前項ノ如ク包裝新シキモノヲ撰擇スルコトヲ目的トスルモ收納官署又ハ販賣官署貯藏ノ包裝鹽ニシテ停滞久シキニ涉リ著シ

ク包裝汚損シ又ハ量目缺減シタルトキハ特ニ散鹽貯藏ニ供スルコト此ノ場合ニ於テハ他日賣渡ノ際新規ニ包裝スルコト

八 貯藏鹽賣渡ノトキハ賣渡當時ノ品質ヲ鑑定シ之ニヨリテ其ノ等級ヲ定ムルコト

專賣局販賣部長通牒丁第一九八七號 (明治四十四年六月二十日)

一 兩年來鹽ノ産額饒多ナルニ拘ハラス地方ニ依リテハ動モスレハ時ニ或ハ鹽缺乏ノ聲ヲ聞クハ實ニ遺憾ニ被存候之レ各地ニ販賣官署又ハ引渡場所ヲ設置

セラレタル結果元賣捌人ハ何時ニテモ其需要數量ヲ買受ケラルルモノト考ヘ成ルヘク金利及倉敷料等ヲ節約センカ爲目前應急ノ分ノミ買取り居ルカ爲ナ

ラントモ被察候故ニ一旦需要期ニ際スレハ急迫ノ請求ヲ爲ス向不慚ト雖其回送ニ付テハ船車ノ差違ニ相當期間ノ準備ヲ要スルハ勿論當該等級包裝鹽ノナ

キコトモ有之且又場合ニ依リテハ其發送元ノ變更ヲ要スルコト等モ有之旁急速發送シ得サルコト多々有之殊ニ一朝船舶貨車ノ不足又ハ交通上故障ヲ生シ

タル等ノ場合ニ於テハ當該地方ニ對シ鹽ノ供給ヲ絶ツコトナキヲ保セス就テハ豫テ及通牒置候通元賣捌人ヲシテ相當準備鹽ヲ買置カシムヘク之ト同時

ニ販賣官署ニ於テモ亦常時相當數量ノ準備鹽ヲ貯藏シ置クノ必要可有之ト被存候依テ今般別紙之通其貯藏計畫ヲ爲スコトニ局議決定相成候ニ付テハ販

賣官署ニ於テハ左記ノ點御注意相成度尙右ノ計畫ニ基キ現在倉庫ノ借増又ハ返還ヲ爲スト同時ニ新ニ散鹽貯藏ヲ要スル

向ハ四十二年七月一日付丁第四三四三號通牒ノ方法ニ準據シテ之ニ必要ナル模樣替ヲ爲シ其收容力準備成立ノ上ハ等級包裝別回送所要數量取調申報可

相成 右依命

一 貯藏計畫ハ散鹽ニ付テハ賣下高ノ約一箇月分(現在散鹽貯藏)包裝鹽ニ付テハ賣下高ノ約二箇月分ヲ貯藏スルコトヲ標準トシ尙地方ノ狀況ニ依リ查

定ヲ加ヘタルモノニシテ包裝鹽中約一箇月分ハ供給不足ノ場合ニ於ケル準備用トシテ常時貯藏シ他ノ一箇月分ハ毎月ノ請求ニ依リ賣渡スヘキ分ニ

充ツ而シテ散鹽ハ固ヨリ備荒用ナレトモ貯藏後六箇月目位ニハ之ヲ拂出シ且ツ成ルヘク同時ニ補充シ得ル様豫メ相當時期ニ回送ヲ請求スヘシ準備

用トシテ貯藏スル約一箇月分ノ包裝鹽モ永ク保存スルトキハ包裝汚損スルヲ以テ毎月賣下高ノ約半數ハ此ノ準備用鹽ヲ拂出シ同時ニ新規回送鹽ヲ

以テ其拂出額ヲ補充シ新陳代謝シテ一箇月分ハ常時保存シ得ル様取計ハ程度從テ毎月賣渡用トシテ回送請求スヘキ額ハ常ニ右準備用以外ノ鹽ニシ

テ其到着毎ニ船車渡又ハ倉庫渡トシテ賣下クヘキモノナレトモ其賣下高ノ約半分ハ前記ノ如ク準備用鹽ヲ充當スヘキモノナルニ依リ其剩餘額ハ即

チ準備用鹽ニ繰入ルルコト

右ハ平常ノ場合ニ於ケル賣下方ナルモ地方ノ狀況ニ依リ期節ニ應シ特ニ需用高増進スル場合ニ於テハ之ヲ豫見シ一方賣捌人ノ持荷ヲモ勘案シ豫メ相當數量ヲ回送ヲ請求スヘク之ニ反シテ收納ノ最盛期又ハ回送、貯藏上ノ都合ニ依リテハ販賣官署ニ於ケル前記受拂ノ標準數量ヲ超過シテ本局ヨリ回送命令ヲ發スルコトアルハ固ヨリ己ムヲ得サル義ト承知セラレヘキコト

二 引渡場所ニ在リテハ概シテ官庫ノ設備アラサルヲ以テ其地方ノ元賣捌人ヲシテ特ニ相當準備ヲ爲サシムルノ要アリ故ニ彼等ヲシテ少クトモ一箇月位ヲ支ヘ得ヘキ鹽ノ準備貯藏ヲ爲サシムヘク從テ時々回送引渡ヲ請求スル鹽ハ遞次ニ約一箇月以後位ニ必要トスルモノニ付豫メ請求セシメ而カモ其ノ到着次第必ス之ヲ引取ラシムル様注意シ置クコト

各販賣官署並引渡場所ニ於ケル回送鹽準備貯藏計劃數量 (千斤單位)

販賣官署 引渡場所	包裝鹽	散鹽	計	備考
東 京	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	一五、〇〇〇	
浦 賀	一、〇〇〇		一、〇〇〇	
平 賀	一、〇〇〇		一、〇〇〇	
仙 臺	一、〇〇〇 <small>(仙臺鹽)</small>	一、〇〇〇	二、〇〇〇	
郡 山	二、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	
青 森	三、〇〇〇	一、〇〇〇	四、〇〇〇	
函 館	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	
小 樽	五、〇〇〇	五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	
土 酒	四、〇〇〇	六、五〇〇	一〇、五〇〇	散鹽五百萬斤ニ減額
直 津	三、〇〇〇	六、〇〇〇	九、〇〇〇	
新 潟	四、〇〇〇	五、〇〇〇	九、〇〇〇	
松 本	二、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	
名 古 屋	三、〇〇〇	三、〇〇〇	六、〇〇〇	
四 日 市		五、〇〇〇	五、〇〇〇	二百萬斤ニ減額
販賣官署 引渡場所	包裝鹽	散鹽	計	備考
江 尻	二、〇〇〇		二、〇〇〇	
伏 木	二、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	
敦 賀	一、五〇〇		一、五〇〇	
米 子	二、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	
境 子	五、〇〇〇		五、〇〇〇	
濱 田	五、〇〇〇		五、〇〇〇	
高 知	一、〇〇〇	五、〇〇〇	六、〇〇〇	
熊 本	二、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	
長 崎	二、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	
湊 崎	二、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	
細 島	五、〇〇〇		五、〇〇〇	
鹿 兒 島	一、〇〇〇	五、〇〇〇	六、〇〇〇	
宮 崎	五、〇〇〇		五、〇〇〇	
阿 久 根	三、〇〇〇		三、〇〇〇	
計	六八、八〇〇	四〇、五〇〇	一〇九、三〇〇	
				散鹽見合
				散鹽見合

專賣局販賣部長通牒丁第四一、二六號 (明治四十三年十一月十七日)

專賣後鹽ハ何時ニテモ同一價格ニテ買受ケ得ルト同時ニ從前ノ如ク思惑買ヲ爲シ奇利ヲ博スルノ餘ナキニ至リタルカ爲鹽賣捌人ノ販賣準備鹽ハ各地トモ漸次手薄トナレルノ狀況ニシテ右ハ鹽供給ノ圓滿ヲ期スル上ニ於テ甚タ憂慮ニ堪ヘサル次第ニ有之候ニ付テハ此等ノ鹽賣捌人ニ對シテ其ノ販賣用鹽ノ在荷ヲ潤澤ニシ以テ消費者ノ便ヲ圖ルハ政府ノ販賣機關トシテ其ノ責務ヲ完フスル所以ナルコトヲ說示シ期節ニ應シテ常ニ相當數量ノ現在鹽ヲ準備シ置カシムル様致度而シテ一方監視ヲ厲行シテ其ノ實行ヲ期スル様篤ト御注意相成度 右依命